

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号 の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	規 則	
○鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(人事課取扱い)	1
訓 令	訓 令	
○行 政 組 織 の 再 編 成 に 伴 う 関 係 訓 令 の 整 理 に 関 す る 訓 令 (※)	(人事課取扱い)	6

規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 10 号

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 122 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

目次中「企画部」を「総合政策部」に、「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に、「第18条の12」を「第18条の14」に改める。

第 7 条 中 第 2 号 を 削 り , 第 3 号 を 第 2 号 と し , 同 条 第 4 号 中 「 企 画 部 」 を 「 総 合 政 策 部 」 に 改 め , 同 号 を 同 条 第 3 号 と し , 同 条 第 5 号 中 「 P R ・ 観 光 戦 略 部 」 を 「 観 光 ・ 文 化 ス ポー ツ 部 」 に 改 め , 同 号 を 同 条 第 4 号 と し , 同 条 中 第 6 号 を 第 5 号 と し , 第 7 号 から 第 12 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 上 げ る 。

第 8 条 第 1 項 の 表 総 務 部 の 部 から P R ・ 観 光 戦 略 部 の 部 ま で を 次 の よう に 改 め る 。

総務部	秘書課 人事課 広報課 学事法制課	調整係 秘書係 総務経理係 人事係 給与係 県民の声係 報道企画係 広報係 文書係 私立学校係 県民情報係 法制・訟務係 審査管理係
	市町村課 財政課 税務課 総務事務センター	行政係 分権推進係 財務係 税政係 選挙係 調整係 企画調査係 公債管理係 予算係 総務企画係 管理納税係 直税係 間税係 税務電算係 企画管理係 給与事務係 旅費事務係 健康管理係 公務災害係 福利厚生係 共済経理係
男女共同参画局	青少年男女共同参画課 くらし共生協働課 人権同和对策課	総務調整係 青少年企画係 青少年育成係 協働企画係 地域協働係 くらし安全係 調整係 啓発係
総合政策部	総合政策課 デジタル推進課 統計課	総務経理係 情報化推進係 情報システム係 情報ネットワーク係 指導普及係 企画分析係 商工業統計係 人口労働統計係 農林統計係 教育統計係

	地域政策課 エネルギー政策課 離島振興課 交通政策課	特定計画係 地域振興係 土地対策係 エネルギー企画係 再生可能エネルギー推進係 奄美振興係 離島振興係 陸上交通係 海上交通係 航空対策係 幹線交通係
観光・文化 スポーツ部	かごしまPR課 観光課 国際交流課 文化振興課 スポーツ振興課	総務経理係 PR企画係 特産振興係 貿易振興係 観光企画係 国内誘致係 海外誘致係 観光地づくり 係 国際企画係 国際交流係 文化振興係 文化企画係 スポーツ企画係 スポーツツーリズム係

第8条第1項の表商工労働水産部の部商工政策課の項中「鉱政係」を削り、同部産業立地課の項中「管理調整係」を「管理調整係 ものづくり支援係」に改め、「技術振興係 産業支援係」を削り、同表国体・全国障害者スポーツ大会局の部施設調整課の項中「宿泊衛生係 輸送交通係」を「宿泊輸送係」に改め、同条第2項の表秘書課の項及び文化振興課の項を削り、同表企画課の項を次のように改める。

総合政策課	計画管理室	
	スポーツ施設対策室	

第8条第2項の表環境林務課の項の前に次のように加える。

文化振興課	世界文化遺産室	世界文化遺産係
-------	---------	---------

第8条第2項の表自然保護課の項の次に次のように加える。

健康増進課	新型コロナウイルス感染症対策室	
-------	-----------------	--

第8条第2項の表商工政策課の項を次のように改める。

産業立地課	新産業創出室	新産業創出係 IT・スタートアップ支援係
-------	--------	----------------------

第8条第2項の表畜産課の項中「大会企画係」を「総務広報係 企画運営係」に改める。

第10条第2項の表中「企画部」を「総合政策部」に、「企画課」を「総合政策課」に、「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

第11条第4号中「総務部文化スポーツ局及び」を削る。

第12条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

（広報課）

第14条 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報・広聴活動の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広報・広聴活動の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 広報・広聴活動に係る国、市町村その他各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 県政の普及に関すること。
- (5) 報道機関との連絡協調に関すること。
- (6) 県政に対する意見、要望、苦情等の把握及び処理の総括に関すること。
- (7) 総合案内に関すること。
- (8) 姉妹県との交歓に関すること。

第17条の3から第17条の5までを次のように改める。

第17条の3から第17条の5まで 削除

第17条の6第1項中第14号を第16号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 再犯防止の推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (8) 再犯防止の推進に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第17条の6第2項中「前項第8号から第13号まで」を「前項第10号から第15号まで」に改める。

第2章第2節第2款の2の款名中「企画部」を「総合政策部」に改める。

第18条の見出しを「（総合政策課）」に改め、同条第1項中「企画課」を「総合政策課」に改め、同条第2項中「前項第7号」を「第1項第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 計画管理室においては、前項第2号、第3号及び第5号に掲げる事務を分掌する。

第18条の2及び第18条の3を次のように改める。

（デジタル推進課）

第18条の2 デジタル推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）等の情報政策に係る企画及び総合調整並びにデジタル関連施策の推進に関すること。
- (2) 地域情報化の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 行政情報化の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 行政情報ネットワーク等の管理及び運営に関すること。
- (5) 地域情報化及び行政情報化に係る知識の普及及び指導に関すること。
- (6) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

（統計課）

第18条の3 統計課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 統計事務の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）の施行に関すること。
- (3) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）に基づく統計調査に関すること（他課の所管に属するものを除く。）及び同条例の施行に関すること。
- (4) 統計刊行物の編集発行、統計思想の啓発及び統計知識の向上に関すること。

第18条の8を次のように改める。

第18条の8 削除

第2章第2節第2款の3の款名中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

第18条の10を次のように改める。

第18条の10 削除

第2章第2節第2款の3中第18条の12の次に次の2条を加える。

（文化振興課）

第18条の13 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化芸術の振興に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）の施行に関すること。
- (4) ユネスコ活動に関すること。
- (5) 著作権に関すること。
- (6) 県史に関すること。
- (7) 歴史・美術センター黎明館、文化センター、霧島国際音楽ホール及び霧島アートの森に関すること。
- (8) 文化芸術振興審議会に関すること。
- (9) 鶴丸城跡の保全整備及び活用に関すること。
- (10) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関すること。

2 世界文化遺産室においては、前項第10号に掲げる事務を分掌する。

（スポーツ振興課）

第18条の14 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) スポーツ観光に関すること。
- (3) 県立サッカー・ラグビー場及びジャパンアスリートトレーニングセンター大隅に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ振興に関すること（他課の所管に属するものを除

く。)

第27条の2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条の2に次の1項を加える。

2 新型コロナウイルス感染症対策室においては、前項第8号、第9号及び第12号に掲げる事務のうち新型コロナウイルス感染症対策に関する事務を分掌する。

第28条の5に次の1号を加える。

(28) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の施行に関すること（主務大臣が厚生労働大臣である事務に限る。)

第28条の6第12号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第29条第2項を削る。

第31条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 新産業創出室においては、前項第8号及び第15号に掲げる事務のうち新産業の創出に関する事務並びに同項第13号に掲げる事務を分掌する。

第38条第5号中「農業共済組合等」を「農業共済組合」に改める。

第39条第12号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第48条の3に次の1号を加える。

(8) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関すること。

第48条の6第2号及び第3号中「第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会」を「特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

第48条の7第2号から第4号までの規定中「第20回全国障害者スポーツ大会」を「特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

第48条の8第2号及び第3号中「第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会」を「特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

第48条の9第2号中「第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会」を「特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会」に改め、同条第3号中「第75回国民体育大会の競技用具」を「特別国民体育大会の競技運営」に改める。

第48条の10各号中「第75回国民体育大会」を「特別国民体育大会」に改める。

第56条第1項の表鹿児島地域振興局の部保健福祉環境部の項中「児童福祉・保護係」を「児童福祉係」に改める。

第58条第1項地域保健福祉課の項第16号、第18号、第19号及び第26号中「南薩地域振興局」を「鹿児島地域振興局及び南薩地域振興局」に改める。

第59条第1項農政普及課の項第16号中「及び市町村が行う農業共済事業」を削り、同項第35号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第102条第1項の表中

「

相談対応第三課	相談第一係	相談第二係
---------	-------	-------

」を

「

相談対応第三課	相談第一係	相談第二係
心理判定課	心理判定係	

」に改め、同条

第2項相談部の部相談対応第一課、相談対応第二課及び相談対応第三課の項第1号中「障害判定課」を「心理判定課及び障害判定課」に改め、同項の次に次のように加える。

心理判定課

- (1) 児童に関する相談、調査、診断及び判定に関することのうち心理に関すること。
- (2) 児童の処遇に関することのうち心理に関すること。
- (3) その他児童に関する相談援助活動に関することのうち心理に関すること。

第177条第2項の表集落活性化推進監の項、産業支援対策監の項及びベトナム人材受入推進監の項を削り、同条第3項の表総括秘書官の項を削り、知事秘書官の項中「知事秘書官」を「秘書官」に改め、同条第5項の表観光対策監の項中「PR・観光戦略部」を「観光・文化ス

ポーツ部」に改め、同項の前に次のように加える。

地域政策総括監	総合政策部	部長に直属し、地域振興施策に関する特命事項を処理する。
---------	-------	-----------------------------

第177条第5項の表競技力向上等総括監の項中「第75回国民体育大会」を「特別国民体育大会」に、「第20回全国障害者スポーツ大会」を「特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる組織に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
総務部文化スポーツ局文化振興課	観光・文化スポーツ部文化振興課
総務部文化スポーツ局スポーツ振興課	観光・文化スポーツ部スポーツ振興課
企画部地域政策課	総合政策部地域政策課
企画部エネルギー政策課	総合政策部エネルギー政策課
企画部離島振興課	総合政策部離島振興課
企画部交通政策課	総合政策部交通政策課
企画部統計課	総合政策部統計課
PR・観光戦略部かごしまPR課	観光・文化スポーツ部かごしまPR課
PR・観光戦略部広報課	総務部広報課
PR・観光戦略部観光課	観光・文化スポーツ部観光課
PR・観光戦略部国際交流課	観光・文化スポーツ部国際交流課

2 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

左欄	右欄
総務部文化スポーツ局文化振興課主幹	観光・文化スポーツ部文化振興課主幹
総務部文化スポーツ局文化振興課文化企画係長	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係長
企画部地域政策課土地対策係長	総合政策部地域政策課土地対策係長
企画部エネルギー政策課技術補佐	総合政策部エネルギー政策課技術補佐
企画部離島振興課長	総合政策部離島振興課長
企画部離島振興課長補佐	総合政策部離島振興課長補佐
企画部離島振興課奄美振興係長	総合政策部離島振興課奄美振興係長
企画部交通政策課長	総合政策部交通政策課長
企画部統計課長補佐	総合政策部統計課長補佐
企画部統計課農林統計係長	総合政策部統計課農林統計係長
PR・観光戦略部かごしまPR課長補佐（上海駐在）	観光・文化スポーツ部かごしまPR課長補佐（上海駐在）
PR・観光戦略部かごしまPR課主幹兼貿易振興係長	観光・文化スポーツ部かごしまPR課主幹兼貿易振興係長
PR・観光戦略部観光課主幹兼国内誘致係長	観光・文化スポーツ部観光課主幹兼国内誘致係長
PR・観光戦略部国際交流課長補佐	観光・文化スポーツ部国際交流課長補佐
PR・観光戦略部国際交流課主幹兼国際企画係長	観光・文化スポーツ部国際交流課主幹兼国際企画係長
PR・観光戦略部国際交流課主幹（交流推進担当）	観光・文化スポーツ部国際交流課主幹（交流推進担当）

(知事の職務代理者に関する規則の一部改正)

第3条 知事の職務代理人に関する規則（昭和39年鹿児島県規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

（給与等の支払事務に関する規則の一部改正）

第4条 給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表計算管理者の項中「企画部情報政策課長」を「総合政策部デジタル推進課長」に改める。

（鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第167号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式（裏）中「鹿児島県総務部文化スポーツ局文化振興課」を「鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課」に改める。

（鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式（裏）中「鹿児島県PR・観光戦略部観光課」を「鹿児島県観光・文化スポーツ部観光課」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表PR・観光戦略部の表1の項の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第7条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表PR・観光戦略部の表1の項の規則で定める事務を定める規則（平成19年鹿児島県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第2号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正）

第1条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「企画課長，情報政策課長」を「総合政策課長，デジタル推進課長」に改める。

第4条第3項中「情報政策課情報化推進係長」を「デジタル推進課情報化推進係長」に改める。

第8条第2項中「企画課」を「総合政策課」に改める。

（法制審議委員会規程の一部改正）

第2条 法制審議委員会規程（昭和43年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画課長」を「総合政策課長」に改める。

（鹿児島県土地対策委員会規程の一部改正）

第3条 鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「企画部地域政策課長」を「総合政策部地域政策課長」に改める。

第9条中「企画部地域政策課」を「総合政策部地域政策課」に改める。

（鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正）

第4条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

総務部長 総務部文化スポーツ局長	学事法制課長 文化振興課長
---------------------	------------------

」 を

「

総務部長	広報課長 学事法制課長
------	----------------

」 に、

「

P R ・ 観 光 戦 略 部 長	かごしま P R 課 長 広 報 課 長
-------------------	-------------------------

」 を

「

観 光 ・ 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	かごしま P R 課 長
-----------------------	--------------

」 に、「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

(鹿児島県職員倫理規程の一部改正)

第 5 条 鹿児島県職員倫理規程 (平成19年鹿児島県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

別表中企画部の項及び P R ・ 観 光 戦 略 部 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

総合政策部	総合政策部長
観光・文化スポーツ部	観光・文化スポーツ部長

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。